

大阪府立青少年海洋センター公有地等活用検討業務 に関する企画提案公募要領

大阪府では、大阪府立青少年海洋センターの老朽化や周辺環境の影響を考慮し、今後の青少年健全育成施設の方向性・あり方や施設・敷地等の利活用方法を検討しております。そこで民間企業の開発意向や全国の青少年施設の動向を調べるとともに、既存施設の撤去等に係る法的制限や課題等を整理し、方針、工法検討を行うなど、公有地等活用検討業務を実施いたします。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 業務名

大阪府立青少年海洋センター公有地等活用検討業務

(1) 業務の趣旨・目的

別紙「業務仕様書」のとおり

(2) 業務概要

別紙「業務仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

40,000,000 円（税込）

※本事業を履行するすべての経費を含む。

2 スケジュール

令和7年3月26日（水曜日）午後2時	公募開始
令和7年4月2日（水曜日）午後5時	説明会視聴申込期限
令和7年4月3日（木曜日）午前10時から	
令和7年4月9日（水曜日）午後5時まで	説明会配信期間
令和7年4月10日（木曜日）午後5時	質問受付締切
令和7年4月24日（木曜日）午後5時	提案書類提出締切
令和7年5月中旬頃	選定委員会
令和7年5月下旬頃	契約締結
令和7年6月上旬頃	事業開始
令和8年3月31日（火曜日）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共 工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
 - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関す

る 法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和 7 年 3 月 26 日（水曜日）から令和 7 年 4 月 24 日（木曜日）まで

イ 配布方法

子ども青少年課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o090110/koseishonen/kenzenikusei_sisetsu/kaiyokatuyopropo.html）からダウンロードできます。

※令和 7 年 4 月 1 日から組織改編によりホームページのアドレスが変更となる場合は、新ホームページのアドレスを記載いたします。

（郵送、メール等による配布は行いません。）

ウ 受付期間

令和 7 年 4 月 11 日（金曜日）から令和 7 年 4 月 24 日（木曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

エ 提出方法

書類は必ず担当事務局に持参してください。（郵送・メール等による提出は認めません。）

また、持参する前に、必ず事前に電話予約（06-6944-9150）の連絡をください。

電話予約は、原則として、令和 7 年 4 月 11 日（金）から令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 5 時までに連絡してください。

オ 事務局担当

大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課青少年育成グループ

住 所：大阪市中央区大手前 3 丁目 2-12 大阪府庁別館 6 階

電話番号：06-6944-9150

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

正本 1 部（応募書類、添付書類）、副本 8 部（応募書類のみ）を提出してください。

正本については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容の記入をしてください。

但し、副本 8 部については個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容の記入をしないでください。（表紙及び背表紙含む）

ア 応募申込書（様式 1：正本 1 部、副本 8 部）

イ 企画提案書（様式 2：正本 1 部、副本 8 部）

ウ 業務実施体制表（様式自由：正本１部、副本８部）

※配置予定技術者の氏名・担当する業務を明記すること

エ 配置予定技術者の経歴等（様式３：正本１部、副本８部）

オ 応募金額提案書（様式４：正本（押印したもの）１部、副本８部）

カ 事業実績申告書（様式５：正本（押印したもの）１部、副本８部）

キ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式６：１部）

②共同企業体協定書（写し）（様式７：１部）

③委任状（様式８：１部）

④使用印鑑届（様式９：１部）

ク 誓約書（参加資格関係）（様式１０：１部）

【添付書類】（正本１部を提出してください。共同企業体は全ての構成員分を提出してください）

ケ 定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

コ ①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

サ 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

シ 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

ス 障害者雇用状況報告書の写し（以下のうち、いずれか１部）

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が４０人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第６号）」の写し※

・令和６年６月１日現在の状況について記載したもので、本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書

類を併せて提出して下さい。)

・令和6年4月1日現在の障がい者の雇用状況について(様式11)

※は、報告義務のある方のみ提出してください。

セ 配置予定技術者が受注者と直接的雇用関係を証明する書類

ソ 配置予定技術者の資格を証明する書類

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類はモノクロ(白黒)でもカラーでも可とします。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体(CD-R等)での提出もお願いします。

エ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例>「大阪府立青少年海洋センター公有地等活用検討業務」提案書

株式会社〇〇(法人名)

オ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が補正等を求める場合を除く)。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会(インターネットによる動画配信)

本事業に関する説明動画をインターネットで配信します。提案予定者は可能な限り視聴してください。

(1) 配信日時

令和7年4月3日(木曜日)午前10時から令和7年4月9日(水曜日)午後5時まで

(2) 視聴申込方法

件名に「【説明会】(事業者名)大阪府立青少年海洋センター公有地等活用検討業務 説明会動画視聴申込」と明記し、大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課(メールアドレス:kodomoseishonen@gbox.pref.osaka.lg.jp)あてに電子メールにてお申し込みください。

ア 電子メール本文に「事業者名」「視聴者の職・氏名」「連絡先(電話番号・メールアドレス)」を記入してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6944-9150)をお願いします。

(土、日を除く午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く。)

ウ 電子メール以外(口頭、電話等)による申込みは受け付けません。

エ メールへの到達確認後、視聴用URLを送信します。令和7年4月4日(金曜日)午後4時を過

ぎてもメールが届かない場合は、お手数おかけしますが再度電話連絡をお願いします。

(3) 視聴申込期限

令和7年4月2日（水曜日）午後5時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年4月10日（木曜日） 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kodomoseishonen@gbox.pref.osaka.lg.jp）で、質問票（様式12）により、受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-9150）をお願いします。

メールの件名は、「【質問票】：＜事業者名＞大阪府立青少年海洋センター公有地等活用検討業務」としてください。

（土、日を除く午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く。）

イ 質問への回答はこども青少年課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o090110/koseishonen/kenzenikusei_sisetsu/kaiyokatuyopropo.html)

に掲示し、個別には回答しません。

※令和7年4月1日から組織改編によりホームページのアドレスが変更となる場合は、新ホームページのアドレスを記載いたします。

7 審査の方法等

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。ただし、提案金額も同じ場合は、選定委員会による多数決で決定します。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査は、既に提出した企画提案書のみを使用して行ってください。（既に提出した企画提案書の差替え及び追加提出は認めません。）プレゼンテーションにはプロジェクター等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審 査 項 目	審 査 内 容	配 点
実施体制の 的確性につ いて	業務全体を統括しながら、各業務に対して有資格者（技術士＜都市及び地方計画、港湾及び空港＞、一級建築士等）や同種業務の実績があるスタッフを適切に配置し、業務を確実に遂行できる体	15 点

	制であるか。		
業務実施計画、スケジュールについて	業務実施計画が、本業務を実施する上で適切な内容であるか、また、実施手順やスケジュールが妥当であるか。	7 点	
業務実績について	過去（平成 30 年 4 月 1 日以降）に同種業務を完了した実績があるか。（以下、1～3） 1 公有地の活用検討業務 2 青少年を対象とした公の施設（青少年の家、少年自然の家等）のあり方・必要性等の検討業務 3 公共施設及び海上構造物の撤去・改修に係る工法検討業務	3 点 3 点 9 点	15 点
具体的な提案項目について	◆公有地活用検討について、提案項目を踏まえた内容となっているか。（以下、ア～オ） ア 法的制限の確認 ・調査手法（想定される法的な活用制限等） イ 青少年健全育成施設の方向性・あり方検討に資する情報整理 ・調査手法（想定される調査対象、数、対象選定理由等） ウ 青少年健全育成施設の必要性の検討 ・必要性の検討手法（想定されるヒアリング対象、数、対象選定理由等） エ 開発事業者（ディベロッパー）等へのヒアリング ・ヒアリング手法（想定されるヒアリング対象（業種）、数、対象選定理由、必要だと考えるヒアリング事項等） オ 公有地活用方針の検討 ・考慮すべき周辺エリアの影響、事項 ・検討する公有地活用方針が大阪府にとって最適となる工夫	8 点 12 点 12 点 12 点 12 点	56 点
大阪府施策との整合性	令和 6 年 4 月 1 日時点で常用労働者 40 人以上の場合、法定雇用障がい者数以上の障がい者を雇用しているかどうか。 または、令和 6 年 4 月 1 日時点で、常用労働者 40 人未満の場合、資料提出日時点で 1 人以上障がい者を雇用しているかどうか。 なお、共同企業体で応募の場合は、各構成員の平均点（小数点以下四捨五入）とする。	2 点	
価 格 点	価格点の算定式 満点（5 点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 ※小数点以下は切り捨て	5 点	
合 計		100 点	

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を子ども青少年課ホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o090110/koseishonen/kenzenikusei_sisetsu/kaiyokatuyopropo.html)

において公表します。

※令和 7 年 4 月 1 日から組織改編によりホームページのアドレスが変更となる場合は、新ホームページのアドレスを記載いたします。

応募者が 2 者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関す

る法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

担当部局

大阪府福祉部子ども家庭局子ども青少年課青少年育成グループ

所在地：大阪市中央区大手前3丁目2-12

大阪府庁別館6階

電話：06-6944-9150（直通）